

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	地域商業活性化推進事業に係る業務委託先の決定及びキャッシュレス決済における個人情報の取り扱いについて（追加報告）
----	--

内容は別紙のとおり

地域商業活性化推進事業に係る業務委託先の決定及びキャッシュレス決済における個人情報の取り扱いについて（追加報告）

「地域商業活性化推進事業に係る業務の委託」については、令和3年度第2回情報公開・個人情報保護審議会（令和3年6月3日開催）にて了承されています。この度、委託事業者決定の報告と併せ、同一事業内のキャッシュレス決済事業について、本審議会付議事項に該当しないものの、事業の一部との考えから、キャッシュレス決済事業の流れや規約等について、個人情報に関わる部分のセキュリティ及び安全確保等について確認したため、下記のとおり報告いたします。

記

1. 委託事業者等について

区では、株式会社JTB（品川区東品川2-3-11）と地域商業活性化推進事業業務委託契約を令和3年7月12日に締結した。当該事業者は、プライバシーマーク取得事業者であり、JISQ15001規格に適合したマネジメントシステムを社内で作成し、個人情報保護に基づく運用を行っている。

キャッシュレス決済におけるポイント還元事業として、auPAY、d払い、PayPay、楽天ペイの4決済サービスを対象に実施するもので、キャンペーン期間中に対象の決済を利用した場合に、決済額の25%を利用者にポイント還元する。

2. 事業の期間 令和3年7月13日から令和4年3月31日

3. キャッシュレス決済の流れ

本事業におけるキャッシュレス決済の利用等の流れについては、資料13-1のとおり、利用者（区民等）とキャッシュレス決済事業者の間で契約している一連の取引の中で、利用者が当該加盟店において商品・サービスを購入することで、キャッシュレス決済事業者がポイント還元を付与するものである。個人情報の取り交わしは利用者（区民等）とキャッシュレス決済事業者間で行われる。

4. 各キャッシュレス決済事業者の利用規約及び個人情報取扱規程について

本事業における各キャッシュレス決済事業者の利用規約・個人情報取扱規程を確認した。

本キャッシュレス決済の利用にあたっては、利用規約上、本業務に関連しない目的での個人情報の利用及び第三者提供ができる規定があるため、利用者（区民等）へ、当該規約の内容に十分注意したうえで利用するよう、広報新宿及びホームページで周知する。

なお、各決済事業者は、資金決済法等に基づき監督官庁への登録が必要であり、登録後も個人情報保護を含め、適正な運用を行うことが法的に求められている。

5. 本業務委託に係る個人情報について

本事業は、キャッシュレス決済の利用者（区民等）が対象となるが、個人情報の取り扱いについては、利用者（区民等）とキャッシュレス決済事業者が本人同意のもとで行っており、区及び委託事業者（（株）JTB）において、個人情報を取得することはない。